

2024年度 みなかみ町立みなかみ中学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

学校の教育目標

基本目標：郷土（ふるさと）みなかみを愛し、探究心をもって、心豊かにたくましく、生き抜く力を身に付けた生徒の育成

受け継がれる校風（「座右の銘」）：「断えず考える」（途切れることなく考え、真理を追究すること）

具体目標：「高く、豊かに、たくましく」を求める生徒
 高く（知）：生きて働く高い知性・知力
 豊かに（心）：豊かな感性と思いやりの心
 たくましく（体）：健康でたくましい体

を求める生徒

いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ①いじめを未然に防止するため、生徒に対して自己有用感に裏付けられた自己肯定感を育成する。
- ②いじめを早期に発見するために、組織的かつ積極的な生徒指導・教育相談体制を構築する。
- ③いじめに対して迅速に対応するために、「いじめ対策委員会」を中心として、全教職員で共通理解を図り対応する。
- ④いじめが確認された場合には、家庭や教育委員会、さらには関係諸機関との連携を図り、対応する。
- ⑤生徒の心身の健全な成長を促し、社会全体で生徒を見守るために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

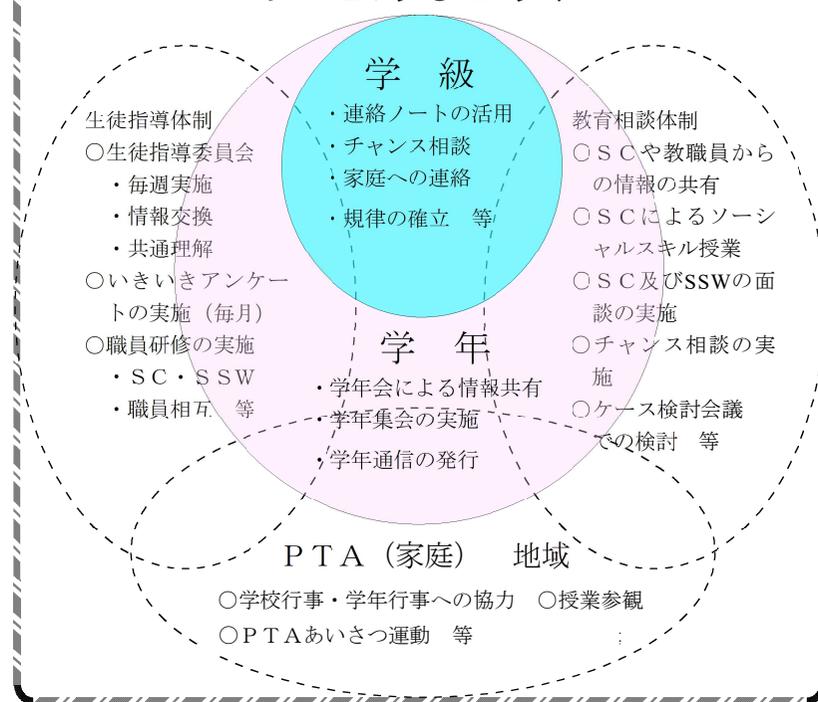
いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、いじめは決して許されないことを生徒に理解させる。

- ①自己有用感に裏付けられた自己肯定感の育成
 - ・各授業において学び合いを位置付け、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
 - ・各行事の充実を図る。（主体的な取組）
 - ・学校生活の充実および活性化を図る。（生徒会活動・部活動・常時活動等）
- ②豊かな心および人権意識の育成
 - ・道徳および人権教育の充実。
- ③情報モラル教育の推進
 - ・情報モラル学習会の実施。
 - ・学活や技術科の授業による意識の高揚。
 - ・啓発用リーフレット等の配付。
- ④学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
 - ・小中の連携
 - ・PTAとの連携
 - ・関係諸機関との連携

いじめの早期発見

チームみなかみ中



いじめへの対応

いじめ防止検討委員会

- ◎組織
 - ・生徒指導委員会所属職員
 - ・当該学年主任および担任
 - ・SC ・SSW
 - ・教育相談担当
 - ◎対応の流れ
 - ①迅速かつ慎重な事実確認
 - ②被害生徒を守る体制の確立
 - ③いじめに関係した生徒（加害者・傍観者・観衆）への指導
 - ④被害生徒・加害生徒双方の保護者への連絡
 - ⑤被害生徒への継続的な支援
 - ・心のケア ・自立に向けた支援
 - ・関係づくりや関係修復に向けた支援
 - ・保護者との連携
 - ⑥職員間での情報共有・蓄積およびいじめへの対応策等の見直し・修正
 - ⑦教育委員会への報告・連絡・相談
- ※関係機関との連携
（重大事態と認められる場合）

